また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。	また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
［６～８　略］	［６～８　同左］
第二十号様式別表一の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）	**第二十号様式別表一の二**（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）
［様式　略］	［様式　同上］
第二十号様式別表一の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）	**第二十号様式別表一の二**（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）
［様式　略］	［様式　同上］
第20号様式別表１の２記載要領	第20号様式別表１の２記載要領
［１～３　略］	［１～３　同左］
４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の３）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計㉙」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。	４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の３）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計㉜」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）	**第二十号の三の二様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　略］	［様式　同上］
第20号の３の２様式記載要領	第20号の３の２様式記載要領
［１～５　略］	［１～５　同左］
６　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑹の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の⑯の欄の金額を記載すること。	６　「地方法人税の控除額④」の欄は、地方法人税の申告書（別表１）の⑻の欄の金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の⑿の欄の金額を記載すること。
［７・８　略］	［７・８　同左］
第二十号の五様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六関係）	**第二十号の五様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六関係）
［様式　別紙四十一　挿入］	［様式　別紙四十一　挿入］
［第20号の５様式記載要領　略］	［第20号の５様式記載要領　同左］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の十三の三、第四条の四、第五条、第六条の五、第七条の二の四第一項第五号及び第七条の二の五第二項第四号の改正規定並びに第一号様式の表の改正規定、第六号様式の表の改正規定（「㉝」を「㉞」に改める部分、「49」を「47」に改める部分及び「56」を「54」に改める部分を除く。）、同様式記載要領の改正規定（同様式記載要領10、12及び19に係る部分を除く。）、同様式別表五の二の二の表の改正規定（「別表５の６㊱又は別表５の６の２㉗」を「別表５の６の２㉗」に改める部分に限る。）、同様式別表五の六、同様式別表十四記載要領、第六号の三様式の表、同様式記載要領、第七号の三様式の表、第十号の三様式の表、同様式記載要領、第十号の五様式の表、同様式記載要領、第十二号の二様式の表、第十三号様式の表、同様式記載要領、第十三号の二様式の表、第十四号様式の表、同様式記載要領及び第二十号の五様式の表の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　令和元年十月一日